

貨物検査場所の指定についての一部改正について

「貨物検査場所の指定について」(昭和42年4月1日付税関長公示第67号)の一部を下記のとおり改正する。

令和6年12月13日

名古屋税関長 廣光 俊昭

記

貨物検査場所の指定について(昭和42年4月1日付税関長公示第67号)の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

附 則

この公示は、令和6年12月13日から施行する。

貨物検査場所の指定について（昭和42年4月1日付公示第67号）

新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
6 <u>松本空港（信州まつもと空港）入国審査施設内、旅客ターミナルビル内チケットカウンター及び搭乗待合室</u>	6 <u>信州まつもと空港（県営松本空港）ターミナルビルチケットカウンター、手荷物引渡場所及び搭乗待合室</u>